

# 後期高齢者医療制度

長寿保険課 ☎823-9609  
☎823-9627

## 外来および入院時の一部負担金・食事代の標準負担額の減額認定の申請について

後期高齢者医療制度に加入する、町民税非課税世帯の人は「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」を病院などの窓口に表示することにより、窓口負担が軽くなります。

### 【申請が必要な人】

平成27年度の町民税が非課税世帯の人で、これまで「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」の申請をしていない人

※現在、減額認定証の交付を受けている人で平成27年度も町民税非課税世帯の人は申請の必要はありません。新しい認定証は被保険者証とあわせて送付します。

### 【申請に必要なもの】

- ・後期高齢者医療被保険者証
- ・認印

### 【窓口負担限度額など】

#### ●自己負担限度額

区分	外来(個人ごと)	外来+入院(世帯単位)
市町村民税課税世帯	現役並み所得者(※1)	80,100円+1%(44,400円)(※3)
	一般(※2)	44,400円
市町村民税非課税世帯	低所得者Ⅱ	24,600円
	低所得者Ⅰ	15,000円

- ※1 被保険者証の自己負担割合が3割の人
- ※2 市町村民税課税世帯で、保険証の負担割合が1割の人
- ※3 「+1%」は医療費総額(10割)が267,000円を超えた場合、超過額の1%を加算( )内の金額は、多数該当(療養を受けた月以前の12カ月に3回以上高額療養費の支給を受け、4回目以降の支給に該当)の場合

#### ●入院時の食費・居住費

区分	一般病床入院時	療養病床入院時(※1)	
	1食当たりの食費	1食当たりの食費	1日当たりの居住費
市町村民税課税世帯	260円	460円(※2)	320円
市町村民税非課税世帯	低所得者Ⅱ	210円	320円
	長期入院該当者	160円	320円
	低所得者Ⅰ	100円	320円
	老齢福祉年金受給者	100円	0円

- ※1 療養病床とは、症状が安定しているが長期の療養が必要とされる、主に慢性疾患のために病院内に設けられた病床(病棟)のことです。医療保険が適用される医療型病床と介護保険が適用される介護型病床があります。療養病床でも、入院療養の必要性が高い人(人工呼吸器、静脈栄養等が必要な人や難病の人など)は、一般病床入院時の食費が適用されます。
- ※2 管理栄養士または栄養士による栄養管理などが行われている保険医療機関の場合です。それ以外の場合は、420円となります。

## 新しい後期高齢者被保険者証を今月下旬に郵送します

長寿保険課 ☎823-9609 ☎823-9627

現在お持ちの保険証(紫色)の有効期限は7月31日となっています。8月1日以降、病院などで受診される場合は、新しい保険証を提示してください。古い保険証は廃棄するか、長寿保険課(役場1階)に返却してください。

8月に入っても保険証が届かない場合は長寿保険課まで問い合わせてください。

# 65歳以上の人の介護保険料が改定されました

長寿保険課 ☎823-9609 ☎823-9627

平成27年度から3年間で必要となる介護サービス給付などを推計し、平成27年度から平成29年度における65歳以上の人の保険料額を決定しました。高齢化により介護サービス利用者が増加する見込みのため、保険料額が増額となっています。

詳しくは6月下旬に発送しております、平成27年度介護保険料額決定通知書をご覧ください。

区分	対象者	平成27~29年度保険料額(年額)	26年度までの保険料(年額)
第1段階	生活保護受給者または老齢福祉年金受給者で世帯全員が町民税非課税世帯全員が町民税非課税で課税年金収入額+合計所得が80万円以下	30,904円※	33,588円
第2段階	世帯全員が町民税非課税	課税年金収入額+合計所得が80万円超120万円以下	50,382円
第3段階		第1、2段階に該当しない	
第4段階	本人が町民税非課税	課税年金収入額+合計所得が80万円以下	57,100円
第5段階		第4段階に該当しない	67,176円
第6段階	本人が町民税課税	合計所得が120万円未満	77,253円
第7段階		合計所得が120万円以上190万円未満	83,970円
第8段階		合計所得が190万円以上290万円未満	90,688円
第9段階		合計所得が290万円以上400万円未満	100,764円
第10段階		合計所得が400万円以上500万円未満	110,841円
第11段階		合計所得が500万円以上	117,558円

※平成27、28年度の保険料額については、国の政策により軽減されています。

## 重度心身障害者 ひとり親家庭等

# 医療費支給制度

問い合わせ  
(重度心身障害者) ◆  
社会福祉課 ☎823-9207  
(ひとり親家庭等) ◆  
こども課 ☎823-9227  
☎823-9627 (共通)

### ～受給者証の有効期限は7月31日です～

現在受給中の人は、7月31日が有効期間満了日のため、更新手続きが必要です。対象者には6月下旬~7月上旬に更新申請書を送付します。

制度の種類	重度心身障害者医療費支給制度	ひとり親家庭等医療費支給制度
制度の内容	重度心身障がい者(児)に対して医療費の自己負担分を支給します。	母子家庭、父子家庭などのひとり親家庭などの世帯員に対して医療費の自己負担分の一部を助成します。
支給の資格要件	身体障害者手帳の1~3級所持者、療育手帳A、Bの所持者	ひとり親家庭の父または母および児童
所得制限	障がい者本人とその配偶者、または扶養義務者の前年(平成26年分)の所得が所得制限額未満であること。	前年(平成26年分)の所得税非課税世帯であること。
これまで所得制限などにより受給できなかった人は…	新たに資格要件に該当すると思われる人は、所得制限額などについて社会福祉課に問い合わせてください。	平成26年分の所得税が非課税世帯の人や、転入、死別、離婚などにより新たに資格要件に該当すると思われる人は、こども課に問い合わせてください。